

企業年金ノート

目次

1. 指定年金数理人制度について
2. 【年金豆知識】
厚生年金基金の設立認可基準について(21)



指定年金数理人制度について

1. はじめに

右肩上がりの経済成長から低成長経済への移行という、我が国の経済・金融環境が大きな変貌を遂げる中、近年の急激な規制緩和の進展やグローバルスタンダードの拡大も影響し、厚生年金基金制度を取り巻く状況は、驚くほどのスピードで変化しています。

それを加速する契機となったのが、平成8年6月の財政運営基準の制定、平成9年3月の同基準の改正です。この改正により、年金資産の時価評価や最低積立基準額の考え方が新たに導入されました。

これらは全て基金財政の健全性確保に必要な方策であります。これらが本当に有効なものとして機能するためには、基金の財政状況を早期にチェックし、適切なアドバイスを行う専門家の存在が必要不可欠となってきます。そこで本年10月より導入されるのが、「指定年金数理人制度」です。

今月号では、この指定年金数理人制度をよく理解していただくことを目的に、諸外国の状況なども交えて解説したいと思います。

2. 年金数理人とは

厚生年金保険法第130条は「基金は、適正な年金数理に基づいてその業務を行わなければならない。」と定めています。年金数理が適正なものであるかどうかを確認するには、高度な専門知識を要求されますが、そこで「年金数理人」という専門家が必要となります。

この「年金数理人」という名称は、昭和63年の厚生年金保険法改正によって導入されましたが、では年金数理人とは一般にどのような人と言うのでしょうか。

具体的には、政省令や厚生省通知で定められる要件を満たした上で、厚生大臣が指定した者を指しています。そして、この年金数理人を基金ごとに指定する制度が「指定年金数理人

制度」というわけです。

●年金数理人に関する法令上の規定

[厚生年金保険法 第176条の2]

1. 基金が厚生大臣に提出する書類であって厚生省令で定めるものについては、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、署名押印したものでなければならない。
2. 年金数理人は、前項に規定する確認を適正に行うために必要な知識を有することその他厚生省令で定める要件に適合する者とする。

●年金数理人の要件

[厚生年金基金規則 第76条、厚生省年金局長通知「年金数理関係書類の年金数理人による確認等について」]

①基礎学力

日本アクチュアリー会の正会員であること。

(注) アクチュアリー正会員を取得するには、確率・統計、年金数理、会計など8科目の試験に合格しなければならない。

②実務経験

年金数理業務に5年以上従事したことがあること。

③責任者としての経験

5年以上の実務経験のうち、少なくとも2年は責任者として財政計算の確定等の業務を自ら行ったと認められる者であること。

④十分な社会的信用を有する者であること。

3. 諸外国における年金数理人

財政運営は、年金制度を支える非常に重要なものであるため、アメリカやイギリスでは、以前から一定の資格を持った者でないと携わることができませんでした。歴史的な違いもありま

すが、アメリカでは約1万5千人、イギリスでも約4千人(注)のアクチュアリーが存在しています。

一方、我が国の年金数理人数は、約300人と欧米と比較しても少なく、将来的に質・量ともさらなる飛躍が期待されています。

(注) 生命保険・損害保険のアクチュアリーを含む。

(1)アメリカ

アメリカでは、1974年のエリサ法により、企業年金制度における年金債務に見合った積立金の保持が要求されています。年金数理人は積立水準の計算を行ったうえで、政府への年次報告書における必要な積立水準の検証等について、その署名を求められることとなります。

さらに、財政計算の方法や内容についても、年金数理人の裁量となる部分が多いことから、エリサ法による規定およびガイドラインが設けられています。

年金数理人の要件は、大学で保険数学を専攻していること、政府の委員会が実施する試験に合格し、責任者として年金数理業務を3年以上経験すること等です。

(2)イギリス

適用除外制度(職域年金制度で、一定以上の給付を行えば、見返りに国への拠出を減額する制度)において、数理人会の正会員が積立水準の検証を行うこととされています。

また、年金基金が特定の数理人を指名する任命年金数理人制度が導入されており、継続的に財政検証を行う仕組みとなっています。

数理人会の正会員になるためには、年金数理など8科目の学科試験および判断力を見るための試験の計9科目に合格し、3年間の実

務経験を積むこと等が求められます。

4. 指定年金数理人制度について

基礎率設定の弾力化等、財政運営の自由度の高まりとともに、基金の主体性が強く求められるようになり、関係者の責任も重みを増しています。そこで、基金の主体的財政運営に対する助言を行い、財政の健全性を継続的かつ早期に検証する体制を整備するために、指定年金数理人制度が導入されました。

この制度は、イギリスですでに実施されている任命年金数理人制度を手本としていますが、特定の年金数理人が次に掲げる業務を行うことにより、継続的に基金財政の検証を行う仕組みとなっています。

●指定年金数理人の行う業務

(1)財政検証

決算報告書の責任準備金明細書等の数理関係書類について、確認と所見の記載を行います。

(2)財政計算

財政再計算報告書、または変更計算報告書や変更計算基礎書類等の数理関係書類について、確認と所見の記載を行います。

(3)継続的な財政診断および意見書の作成

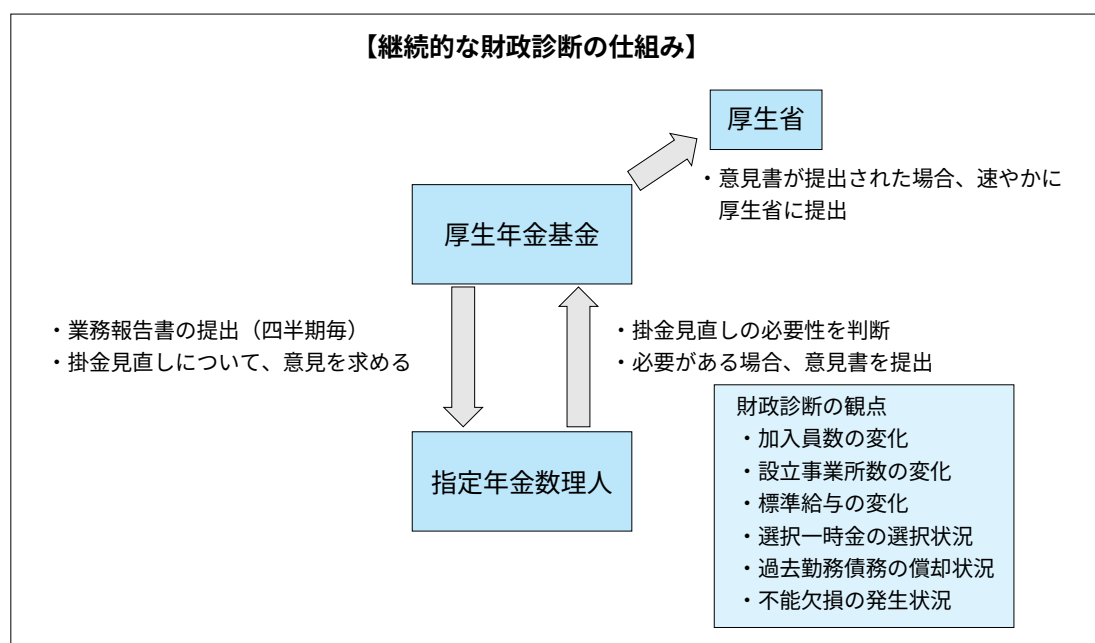
四半期ごとに継続的な財政診断を行い、掛金変更が必要と判断した場合、意見書の提出を行います。

●今後の手続き

指定年金数理人の業務は、平成9年度以降の財政運営（平成9年度以降を計算基準日としたもの）に適用されます。ただし、継続的な財政診断については、平成9年度第2四半期分の業務報告書から実施いたします。

なお、指定年金数理人の届出は、平成9年度第2四半期分の業務報告書と併せて提出しますので、平成9年10月15日が提出期限となります。

手続に関してご不明の点がある場合は、大和銀行までご相談下さい。



～厚生年金基金の設立認可基準について（21）～

今月号は「厚生年金基金の特別掛金」について解説を行います。

1. 特別掛金とは

特別掛金とは、過去勤務債務等（PSL）の費用を償却していくための掛金です。PSLは年金制度における積立不足を表すことから、できる限り短期間で償却することが望まれます。実際の償却に際し、基金は個々の償却スケジュールに見合った特別掛金を設定することとなります。

2. 特別掛金額の算定

特別掛金の額の算定は、年金給付額の算定方法に応じて、次の①または②のいずれか、またはこれらを組合わせた方法によることとされています。

①定率給付の場合は、定率掛金

②定額給付の場合は、定率掛金、定額掛金または一定の額を定める方法のいずれか。

3. 特別掛金の具体的な算定方法

最初に、ほとんどの基金で採用されている特別掛金の算定方法をみることにします。

この方法では、定率掛金は給与に対する掛金率、定額掛金は1人当たりの掛金を、次の算式に基づいて計算します。ここで得られた値を前者は給与総額、後者は加入者数に乗じて毎年度の特別掛金額を算出します。

$$\text{未償却過去勤務債務残高} \div ((*) \times \text{確定年金現価率})$$

(※) 定率掛金の場合…加算給与の総額

定額掛金の場合…加入員数

なお、算式中の確定年金現価率は、予定償却期間に応じて決まります。この予定償却期間は、3年以上20年以下の範囲内で選択しますが、総合基金では、財政運営に特段の配慮を行っている場合(注)を除き、3年以上15年以下となります。

(注) 過去勤務債務が未償却となっている場合に、任意脱退事業所から特別掛金を一括徴収することを基金規約に定めていることをいう。

上記以外に、次の方法によることも認められています。

●弾力償却

前記の方法で定めた掛金（下限掛金）と、その予定償却期間に応じて次表に定める期間で償却す

るときの掛金（上限掛金）の範囲内で、毎年度の特別掛金を定める方法。

(注) 下限掛金、上限掛金はあらかじめ規約に定めることとなります。

予定償却期間		最短償却期間
5年未満		3年
5年以上	7年	4年
7年	9年	5年
9年	11年	6年
11年	13年	7年
13年	14年	8年
14年	15年	9年
15年		10年

●定額償却

各年度の特別掛金総額をあらかじめ規約に定め、これに基づく一人当たり掛金率（額）を毎年度定める方法です。（ただし、各年度の特別掛金の総額はすべて同額となるよう設定する必要があります。）

●定率償却

前年度末のPSL残高の見込額に、あらかじめ定めた償却割合（15～50%の範囲内）を乗じた額を毎年度の特別掛金とする方法です。

(注) PSL残高の見込み額が、当年度の標準掛金の総額以下になると見込まれる時は、これを一括償却することも可能です。

4. その他の事項

原則として給付の内容が同一の集団においては、加入員を通じて同一の掛金率または一人当たり掛金額に基づいて、特別掛金額を算定する必要があります。

しかし、総合基金の場合などで、全企業を通じて同一とすることが困難な場合には、企業毎または加入員の過去勤務期間等が類似する企業毎に、異なる掛金率または一人当たり掛金額とすることも可能です。

なお、複数の企業が共同して設立する基金では、PSL償却の完了前にある企業が基金を脱退する場合、その企業が負担すべき額を脱退時に一括して徴収することが必要です。